

「国立公園管理計画案（上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）及び瀬戸内海国立公園（山口県地域）」に対するパブリックコメントの結果について

1 意見募集の周知方法

(1) 記者発表及び環境省ホームページへの掲載

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧及び郵送

(3) 意見提出期間

平成22年2月16日（火）～3月17日（水） 30日間

(4) 意見提出方法

電子メール、FAX 又は郵送

(5) 意見提出先

①上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）

：長野自然環境事務所国立公園・保全整備課

②瀬戸内海国立公園（山口県地域）

：中国四国地方環境事務所国立公園・保全整備課

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数

①上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）

意見提出方法	数
電子メール	4 通
FAX	1 通
郵送	通
計	5 通

②瀬戸内海国立公園（山口県地域）

意見提出方法	数
電子メール	通
FAX	通
郵送	1 通
計	1 通

(2) 整理した意見の総数

①上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）

・ 今回の管理計画案に係るもの 8 件

・ その他の意見等 4 件

②瀬戸内海国立公園（山口県地域）

・ その他の意見等 1 件

3 意見等の概要と意見に対する考え方について

①上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）

別紙1のとおり

②瀬戸内海国立公園（山口県地域）

別紙2のとおり

国立公園管理計画（上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域））案に対する意見等の概要と意見に対する考え方について

	該当箇所	意見等の概要	考え方	件数
1	第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 1. (1). ①. オ 【P.34】	既存設備については、本取扱いの対象外で良いか確認したい。 また、軽微な施設の改造や付帯設備の取り付けなどの維持管理に伴い実施する軽微な行為及び軽微な外観変更については、具体的な判断基準を定めて届出対象とならないようご配慮をお願いしたい。	個別の事案については、担当自然保護官へお問い合わせ下さい。	1
2	第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 1. (1) 【P.34-35】	全行為共通で、各種行為の実施にあたっては、騒音、振動の発生を極力、抑制・低減すること、及び地下水系の流量減少や途絶といった事態を来さぬよう、努めることを明記すべき。 動植物の生育環境を維持・保全することが肝要と考えることから、これら生態系空間に対し継続的にせよ、一時的にせよ、騒音・振動を与え、水分供給条件を大きく変化させることは生態系にダメージを与えると考える。	地下水位については自然公園法の範囲外ですが、騒音・振動等については、自然の風景地の概念に含まれており、自然公園法に基づく特別地域内での行為の許可等において、これを審査しています。	1
3	第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 1. (1). ④ 【P.38】	土石の採取について、採石行為は、景観維持への配慮のみに留まらず、その一連の作業が生態系に及ぼすダメージを評価し可否判断すべきこと、及び採石方法は生態系に及ぼす影響を極力抑制した工法を選択すべきことを基本方針にて明記すべき。 浅間山北麓高原地域に広く存在する浅間石は、多種昆虫類が生育するほか、ヤマネ等希少動物の生息環境として寄与しているが、一方で建材・造園材としての利用があることから、大規模な植生破壊と過大な騒音と震動を伴う砕石が行われている。	国立公園特別地域内で土石の採取を行うためには許可が必要であり、特に露天掘りによるものについては、生業の維持等限られた場合にのみ許可をしています（自然公園法施行規則第11条第17項）。	1

4	<p>第5章 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項 1. (1). ②. ア 【P.35】</p>	<p>工作物の新・改・増築時の壁面の色彩の件で、色の表記に、箱根地域や日光地域の管理計画と同じように「系」をいれてほしい。この計画案だと「焦げ茶色」「アイボリー色」は不可ということで、実情に合わせた柔軟な対応ができないと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「壁面の色彩は、茶色系、灰色系、ベージュ色系、白色とし、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。」と修文します。(※第5章「1. 許可・届出等取扱方針」の「②工作物の新・改・増築、ア. 建築物(ア)基本方針」及び「2. 公園事業取扱方針」の各事業の「建築物の外部意匠・色彩等」、「付帯避難小屋の取扱」の、建築物の壁面の色彩に係る規定についても同様に修文。)</p>	1
5	<p>第5章 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項 1. (1). ②. ア 【P.35】</p>	<p>工作物の新・改・増築で「バードストライク防止のため、壁面には大面積のガラス面を設置しない」とあるが、削除して欲しい。 大面積という表記も定義があいまい。従前の管理計画にはこの関係の規制が一切なく、突如の規制に疑問が残る。</p>	<p>この基準は、近年デザインや明かり取り等の目的から高位置や大面積で設けられた窓について、鳥類が衝突して死亡するとの事例が全国的にあることから、新たに追加したものです。 「大面積のガラス面」については、ご指摘のとおり定義があいまいと考えますので、ご指摘をふまえ、「バードストライク防止のため、壁面には大面積のガラス面を設置しない」を「バードストライク防止のため、壁面の広範囲を占めるガラス面を極力設置しない。広範囲にガラス面を設置する場合には、バードストライク防止のための適切な措置をとること。」に修文します。</p>	1
6	<p>第5章 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項 1. (1). ②. オ 【P.37】</p>	<p>送電鉄塔に使用する材料は、耐食性及び経済性の観点から、大半を亜鉛めっき処理としている。色彩を「焦げ茶」とする場合には、工期の長期化を招くことから、本基準の適用除外または、無彩色の工作物に対する例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。</p>	<p>国立公園内の風致景観の保全を図るため原則として鉄塔の色彩は、「焦げ茶」に統一しています。但し、スカイライン上など背景が無い場合等であって、焦げ茶より風致景観上の支障が少ないと認められる場合に限り、亜鉛めっき等の暗灰色を適用することがあります。 このことが明確となるよう管理計画にも記載します。</p>	1

7	第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 1. (1). ②. オ 【P.37】	送電鉄塔等の高さが、地表または水面から60m以上となる場合、航空法に基づき、航空屋間障害標識塗装(赤白)の設置が必要となる場合がある。このため、法令に基づく基準については、本基準の適用除外または、例外措置の取り決めについてご配慮をお願いしたい。	ご指摘を踏まえ、現行の上信越高原国立公園浅間地域管理計画書の記載に合わせ、「原則として焦げ茶色とする。ただし、他法令の規定による場合についてはこの限りでない。」に修文します。	1
8	第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項 1. (1). ②. オ 【P.37】	電柱の色彩については、過度な規制がされないよう、現行品カラー(灰色)で対応できるようご配慮をお願いしたい。	国立公園内の風致景観の保全を図るため原則として電柱の色彩は、「焦げ茶」に統一しています。	1
9	その他	草津温泉街において、キク科の外来植物が異常に繁殖しています。繁殖力がとても強いようなので、早めの対策が必要。	ご指摘のキク科植物は、オオハングンソウではないかと思えます。環境省としてもこの状況を把握しており、昨年秋には試行的に関係機関等とともに防除活動を実施しました。今後とも関係機関等と連携し、対策の検討に努めます。	1
10	その他	弓池周辺の植生説明板の文字がほとんど見えなくなっております。新たな植生説明板の整備、整備後の適切な保全方法を盛り込んでほしい。	今後の業務の参考とさせていただきます。	1
11	その他	トイレ入口や登山道入口、駐車場など利用者の目に付きやすい場所への設置を求める。利用者の多くが、利用地が国立公園であると認識していないため、高山植物・蝶の採取が後をたたない。		1
12	その他	八間山の老朽化した建物を撤去して欲しい。朽ち果てた小屋が頂上にあるが、使用できないなら撤去したほうがよい。白砂山は6～8時間の長い行程のため、雨宿り、避難小屋があっても良いのではないかと。		1

国立公園管理計画（瀬戸内海国立公園（山口県地域））案に対する意見等の概要と意見に対する考え方について

	該当箇所	意見等の概要	考え方	件数
1	4 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 (1) 2 1 【P.27】	保全対象の樹木は伐採を認めないという方針に賛同する。特に良好な照葉樹林等～以下は貴重な野生生物をまもるためにも是非保全すると共に、周辺の森林についてもしっかりとした保全を願う。 環境省として、美しい国立公園が国民の宝として次世代に受け継がれるよう力を発揮してほしい。	今後の業務の参考とさせていただきます。	1